

駐在だより  
**はるにれ**  
～みんなて築こう 安全で安心な大地～  
池田警察署 572-0110  
茂岩駐在所 574-2013  
豊頃駐在所 574-2151  
大津駐在所 575-2002  
作成：夏須 教雄  
http://www.ikedo-syo.police.pref.hokkaido.jp

**お盆期の交通事故防止**

～ 安全は 目配り 気配り 思いやり ～

8月はお盆の帰省や行楽など、運転の機会が増えるとともに、その開放感からスピードを出し過ぎたり、長距離運転の疲労が原因となる重大事故が多発するおそれがあります。運転される方は、次のことに注意してください。

- 無理のない計画を  
お盆時期は渋滞の発生も予想されます。
- スピードを抑えた安全運転を  
余裕のある計画をたてましょう。
- 疲れを感じたら、休憩を  
2時間に1回は休憩しましょう。
- しっかりと前を見て運転に集中を  
カーナビや目的地の確認は、安全な場所に停止してから行いましょう。
- 全ての座席で「シートベルト」の着用を  
小さなお子さんにはチャイルドシートを使用しましょう。



**水難防止**

**海や川 危険もいっぱい ご用心**

北海道の短い夏を満喫するため、海や川に出かける機会が増えます。海水浴、川や湖などでの水遊びや水上オートバイによる水難事故にはご注意ください。

- 1 水辺で遊んでいる子どもから離れない。
- 2 海水浴場の指定された場所で自分の技量や体力に応じて泳ぎ、遊泳禁止区域では泳がない。
- 3 体調不良・飲酒時は泳がない。
- 4 釣りをするときは、救命胴衣を必ず着用し、安全な場所で行う。
- 5 水上オートバイは救命胴衣を着用し、遊泳区域には入らない。また遊泳禁止区域以外では遊泳者などに十分注意し、安全航行に努める。

**農家のみなさんへ**

いよいよ収穫繁忙期となりました。作業事故にはくれぐれも注意し、事故のないようにお願いします。油断と慣れが事故の元になりますよ。

**災害に備えて**

災害は「いつ、どこで、どのように」起こるかわかりません。突然やってくる災害から身を守るため、普段から災害に対する備えをすることが大切です。

**町外通勤者助成金の上半期分の交付申請を受け付けします**

～平成28年度から、対象年齢及び助成金額が拡充されました～

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額7千円分の豊頃町商品券を支給する制度です。平成28年度から、対象年齢及び助成金額が拡充され、町内に居住し町外へ通勤する若者(18歳以上40歳以下の方)に月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。助成金交付申請は、上半期(平成29年4月～平成29年9月)分は9月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

**申請に必要な書類**

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 雇用証明書(任意様式)
- ③ 町税等納入状況調査承諾書
- ④ 町外通勤者勤務状況証明書

※①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。

※④は、通勤実績で証明してください。(「通勤見込み」では不可)

※特に9月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください

**申請書類の提出先**

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係(担当:吉田・滝沢)へ直接または電話で請求の上提出してください。

**申請期間**

上半期分:平成29年9月15日  
～平成29年9月末まで

**対象要件**

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和52年4月2日～平成11年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が**15日以上**の月が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在籍していないこと。

**助成基準日**

助成を受けようとする方は9月15日(上半期)、3月15日(下半期)に対象要件を満たしていること。

**助成金額**

月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎(574) 2216  
http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/

【豊頃町報徳のおしえ推進会議】

**ひろめよう!報徳の町に四つの心**

今の時代だから学びたい  
豊頃町のひとづくり・まちづくりの基盤「報徳のおしえ」



三宮尊徳

『報徳のおしえ』を読みやすくわかりやすく、まとめたものが『報徳訓』です。報徳のおしえでは、人が他から受けた徳に対して、徳で応え報いることをおしえています。<以德報徳>



**報徳とは…**

人や物そのものにそなわっている「持ちまえ・取り柄・長所・美点・価値・恵み・おかげ」などを『徳』といいます。その「徳」の良さを生かして社会に役立てていくことを『報徳』と呼びました。尊徳の一番弟子であった相馬中村藩の富田高慶は、尊徳の死後「報徳記」を著して、「報徳のおしえの根本は『至誠』にあり、その上で『勤労』『分度』『推譲』が基本である」とおしえています。

**報徳のおしえ「四つの柱」**

**至誠**

すべてのものに良い結果を与える理念として、「明るくまごころを持ち、まっすぐで、思いやりのある心で事に当たる」ことを尊徳はおしえています。このことは「自然や人間はもちろん、鳥獣、作物、草木にまで繁栄を及ぼす重要な考えである」と説いています。

<あかるく 真心をもって>

**勤労**

大きな目標に向かって行動を起こすにしても、小さなことから怠らず、つつましく勤めなければならぬ「いきいき小さなみ上げを!」とおしえています。『今時く木の実、後の大木ぞ』という尊徳の有名な言葉が残されています。

<いきいき  
小さな積み上げを!>



三宮尊親

今回は、「報徳のおしえ」の中心となる考え方をお知らせしましたが、他にも紹介したい言葉に「以德報徳」「万象具徳」「積小為大」「一元融合」「心田開発」などがあります。尊徳が残した道歌や尊徳翁夜話と一緒に、私たちの生活の中に息づいている「尊徳のおしえ」を更に学んでいきましょう。

**分度**

自己を見つめ、自分にふさわしい生活をする。家計でも仕事でも、現状の自分にとってどう生き、どうおこなうべきかを知ることなく、暮らし向きも楽になることである」とおしえています。

<それぞれの良さ  
自己を見つめて>

**推譲**

分度を守り得た余財は、「将来の自分や家族、子孫のために蓄えたり(自譲)、広く社会や未来のために進んで譲る(他譲)。そうすることで幸福な社会が実現されることになる」とおしえています。

<ゆずる心で共に生きる>

問合せ先

教育委員会社会教育係 ☎(579) 5801